

生活・事業を支えるための支援一覧



支援制度  
(個人向け)



支援制度  
(事業者向け)

支援名	内容	問い合わせ
地域活性「×梁(かけはし)」商品券 ※使用は11月30日(月)まで	7月1日時点で市内に住所が登録されている人に5,000円分の商品券を配付	産業振興課 ☎(21)0229
休業支援金・給付金	休業期間中に賃金が支払われない中小企業の従業員へ月額最大33万円	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276
ひとり親世帯への臨時特別給付金	児童扶養手当受給者などへ臨時および追加給付	こども未来課 ☎(21)0288
出産特別応援金(ようこそ赤ちゃん応援金)	令和2年4月28日～令和3年4月1日に生まれた新生児へ1人当たり10万円	健康づくり課 ☎(21)0258
傷病手当金の支給	感染し、勤務ができなくなり給与を受けられなくなった人への手当金	
住宅確保給付金	住居を失った人などへ家賃を支援	高梁市生活あんしんサポートセンター ☎(22)9111
住宅リフォーム事業費補助金 ※申請は11月30日(月)まで	新しい生活様式などを取り込んだ居住環境の向上などを目的としたリフォームを補助	産業振興課 ☎(21)0229
市税の納税猶予	収入が減った人の納税を猶予	税務課 ☎(21)0215
保険税・保険料の減免	国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を減免	税務課 ☎(21)0214 / 健康づくり課 ☎(21)0258
年金保険料などの猶予	収入が減った人および事業所の国民年金・厚生年金保険料の支払いを猶予	日本年金機構高梁年金事務所 ☎(21)0570
緊急小口資金・総合支援資金	生活資金でお困りの人へ特例貸し付け	社会福祉協議会 ☎(22)7243
持続化給付金	影響を受けた事業者(法人・個人)が事業を継続するための給付金	持続化給付金申請サポート会場 ☎0570-077-866
持続化補助金	事業再開へ向けた投資をする小規模事業者へ最大150万円	高梁商工会議所 ☎(22)2091 / 備北商工会 ☎(42)2412
がんばろう高梁! 事業継続支援金	収入が減った中小企業・小規模事業者、個人事業主へ10～20万円	
がんばろう高梁! 設備改修補助金 ※申請は11月30日(月)まで	感染予防のための設備改修や備品購入を行う場合の補助金	産業振興課 ☎(21)0229
高梁市サテライトオフィス等整備事業費補助金	テレワークやオンライン会議など多様な働き方を可能にするサテライトオフィスを市内に整備する費用の補助	
岡山県事業継続特別支援金	雇用保険の被保険者が21人以上の事業者へ1人当たり2万円	岡山県事業継続特別支援金受付係 ☎086(226)7924
岡山県新しい生活様式実践事業者補助金	「新しい生活様式」を実践するための備品などに係る経費を補助	岡山県新しい生活様式実践事業者補助金受付係 ☎086(222)2022
小規模事業者持続化補助金	感染予防を図りながら投資を行う小規模事業者への補助金	岡山県商工会連合会 ☎086(224)4341
家賃支援給付金	収入が減った事業所の家賃を支援	家賃支援給付金コールセンター ☎0120-653-930
雇用調整助成金	雇用者の休業などに対する休業手当を助成	ハローワーク高梁 ☎(22)2291
高梁市雇用安定助成金	雇用調整助成金の交付決定額の3%を市が追加助成	産業振興課 ☎(21)0229
新型コロナウイルス感染症特別貸付 / 特別利子補給制度	運転資金や設備資金を実質無利子・無担保で融資するなど	日本政策金融公庫事業資金相談 ☎0120-154-505 / 中小企業融資・給付金相談窓口 ☎0570-783183
セーフティネット保証4号(突発災害)・5号(業況悪化)・2条6項(危機関連)	運転資金や設備資金の融資認定	産業振興課 ☎(21)0229

個人向け

事業者向け

新型コロナウイルス受診相談センター(備北保健所) ☎(21)2836 (24時間対応/土・日曜日、祝休日の午前9時～午後5時は☎086-434-7072)

次の症状がある人はお問い合わせください。  
 ○発熱や咳などの比較的軽いかぜの症状が続いている  
 ○高熱や強いだるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)がある  
 ※高齢者や妊婦、基礎疾患のある人で、左記の症状がある場合はすぐにかかりつけ医に相談してください。受診前に必ず電話をしてください。

飲食店などでは次のことに注意してください

- ①発熱や咳などがある場合は利用しないようにしましょう
- ②できるだけ混雑する時間を避けましょう
- ③大人数での飲み会は避けましょう
- ④デリバリー(配達)やテイクアウト(持ち帰り)も利用しましょう
- ⑤店が席の配置や食事の提供方法を制限することに協力しましょう
- ⑥食事の前に、手洗い・消毒をしましょう
- ⑦咳エチケットを守りましょう。会話は控えめにし、大声に話したりやすい大量の飲酒を避けましょう
- ⑧食事中以外はマスクをしましょう
- ⑨接客を伴う飲食店やカラオケでは特に注意しましょう

高齢者とその家族などへのお願い

- ①高齢者は、自身の身を守るため、外出の際はできるだけ人混みを避けて行動しましょう
- ②高齢者と接する機会が多い人は、夜の繁華街などでは特に慎重に行動してください

定期健診や予防接種の計画的受診のお願い

- ①定期検診や持病の治療、予防接種などの健康管理が重要です。計画的に受診しましょう
- ②冬へ向けて、インフルエンザの予防接種をしてください。その際、高齢者などの優先接種へのご協力をお願いします

「新しい生活様式」実践のお願い

人混みでのマスク着用、消毒液の携帯、手指衛生の徹底、人との距離を保つなど、「新しい生活様式」を実践するようお願いいたします

問 感染症対策室 ☎(21)1180

経済社会活動と感染防止対策を両立していくために

岡山県内では、9月以降の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が比較的落ち着いた状況にありますが、近隣市で感染者が確認されるなど予断を許さない状況です。経済社会活動を推進しつつ、感染の再拡大を防ぐため、皆さんには次のような取り組みへのご協力をお願いします。

正しい情報に基づく行動や誹謗中傷をしないことをお願い

- ①不確かな情報に惑わされず、正しい情報に基づいて冷静な行動をお願いします
- ②新型コロナウイルス感染症は、誰でも感染する可能性があります。感染された人やその家族、医療関係者などへの誹謗中傷は、絶対に行わないでください

県外への移動についてのお願い

感染が続いている地域へ移動する場合は、状況を確認し、夜の繁華街などでは特に慎重に行動してください

**収入が減少している事業者などの固定資産税等を軽減**  
 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小事業者などに対して、固定資産税・都市計画税を軽減します。  
**対象となる資産** 事業用家屋と償却資産  
**対象となる税** 令和3年度固定資産税、都市計画税  
**軽減対象者** 中小事業者など(資本金や出資金の額が1億円以下の法人、または資本や出資を有しない法人)

個人で従業員が1000人以下)  
 ※大企業の子会社などは対象外  
**軽減割合** 令和2年2月～10月までの任意の連続する3カ月の売上高が、前年の同期間と比べて次の割合に応じて軽減されます。  
 ①30%以上50%未満の減少：2分の1軽減  
 ②50%以上の減少：全額免除  
**申告方法** 令和3年1月4日(月)～2月1日(月)に、認定経営革新等支援機関(認定を受けた税理士、公認会計士、金融機関、商工会議所、商工会など)の認定を受けて、税務課に申告した人に適用します。また、償却資産を所有している人は償却資産申告書と併せて提出してください。  
**提出書類** ①特例申告書、特例対象資産一覧(様式は市ウェブサイトダウンロードできます)  
 ②収入が減少したことを証明する書類の写し  
 ③特例対象家屋の事業専用割合を示す書類の写し  
 ※場合により他にも必要となる書類があります。詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。  
 問 税務課 ☎(21)0216

